

独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律103号。以下「通則法」という。）第50条の2第2項の規定に基づき、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 役員報酬は、常勤役員については、俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤役員にあつては非常勤役員手当とする。

(報酬の支払方法)

第3条 役員報酬は、その全額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(俸給)

第4条 常勤役員俸給月額、次のとおりとする。

理事長 948,000円以内で理事長が別に定める額

理事 788,000円以内で理事長が別に定める額

(地域手当)

第5条 地域手当は、独立行政法人北方領土問題対策協会職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の規定に基づく職員に対する地域手当の例に準じて、常勤役員に対し支給する。

(報酬の支給日)

第6条 役員報酬（期末特別手当及び寒冷地手当を除く。）の支給日は、毎月16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 16日が日曜日又は休日に当たるとき 17日

(2) 16日が土曜日に当たるとき 15日（その日が休日に当たるときは、18日）

(日割計算)

第7条 月の中途において、新たに役員に就任し、又は役員が退職し、若しくは役員が解任させられたときの当該月の俸給及び地域手当については、それぞれ第4条及び第5条に規定する額を当該月の日曜日及び土曜日以外の日の数で除して得た額に、その者が役員として在職した日曜日及び土曜日以外の日の数を乗じて得た額を支給する。ただし、月の中途において役員が死亡したときの当該月の俸給及び地域手当については、第4条及び第5条に規定する額の全額を支給する。

(期末特別手当)

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して支給し、その支給日は、次の表の左欄に掲げる基準日に応じて、それぞれ右欄に定める日とする。ただし、右欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した役員についても、別に定める場合を除き、同様とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該役員が受けるべき俸給等の月額、俸給の月額に100分の25を乗じて得た額及び俸給等の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の162.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間における当該役員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項に規定する在職期間は、常勤役員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が引き続き常勤役員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間を常勤役員として在職した期間に算入する。

- (1) 国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）
- (2) 公庫等職員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第7条の2に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）
- (3) 地方公務員（期末手当及び勤勉手当の支給について、国家公務員又は公庫等職員としての在職期間を当該地方公共団体の職員としての在職期間に通算することを認めている地方公共団体の職員をいう。以下同じ。）

4 常勤役員が基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国家公務員、公庫等職員又は地方公務員となった場合には、第1項及び第2項の規定による期末特別手当は支給しない。

(期末特別手当の支給制限)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に通則法第23条第2項の規定により解任された常勤役員（同項第1号に該当し解任された場合を除く。）
- 二 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- 三 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末特別手当の一時差止)

第10条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- 一 退職した日から当該基準日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - 二 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当を支給することが、期末特別手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- 一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
 - 二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(通勤手当)

第11条 通勤手当は、給与規程第14条に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

(単身赴任手当)

第11条の2 単身赴任手当は、次の各号に該当する役員に対して支給する。

一 職員から引き続き役員に任命された者のうち、役員に任命された日の前日に役員であったものとし、かつ、役員に任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に給与規程第14条の2第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員

二 任期満了の日の翌日において再び同一の役職の役員に任命された者又は任期満了の日以前若しくはその翌日において役職を異にする役員に任命された者のうち、任命された日に在勤する事務所に同日に異動したものとした場合に給与規程第14条の2第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員

三 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合に給与規程第14条の2第1項に規定する単身赴任手当の支給要件に該当する役員

2 単身赴任手当の月額額は、給与規程第14条の2第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、給与規程第14条の2第3項の規定を準用する。

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、給与規程第22条の規定に基づく職員に対する寒冷地手当の支給要件に該当する常勤役員に対し支給する。

(非常勤役員手当)

第13条 非常勤役員の非常勤役員手当は、勤務1日につき、34,200円を超えない範囲で理事長が別に定める。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨

てるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 協会設立の際、北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）の役員として在職した者であって、引き続き協会の役員となった者は、旧協会の役員として在職した期間は、協会の役員として在職したものとみなしてこの規程を適用する。

附 則（平成15年11月1日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日から適用する。
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する経過措置)
- 2 改正後の第8条第2項の規定にかかわらず平成15年12月に支給する期末特別手当の支給割合は、100分の160とする。
(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の第8条第1項及び第2項並びに前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年4月1日において役員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じた額。
 - (2) 平成15年6月期に支給した期末特別手当の額に100分の1.07を乗じた額。
(平成15年11月から平成16年3月までの調整手当に関する経過措置)
- 4 平成15年11月から平成16年3月に支給する調整手当については、第5条の在職期間の適用に当たっては改正前の規定を適用する。
(平成15年11月から平成16年3月までの通勤手当に関する経過措置)
- 5 平成15年11月から平成16年3月に支給する通勤手当については、第11条の在職期間の適用に当たっては改正前の規定を適用する。

附 則（平成17年12月1日）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第8条第2

項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額
附 則（平成18年4月1日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（常勤役員の給与に関する経過措置）

2 改正前の役員給与規程第4条の規定に基づき俸給を支給されている役員で、平成18年4月1日の前日から引き続き役員である者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、その任期中に限り、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

（非常勤役員の給与に関する経過措置）

3 改正前の役員給与規程第13条の規定に基づき手当を支給されている役員で、平成18年4月1日の前日から引き続き役員である者の受ける手当の額が同日において受けていた手当の額に達しないこととなる役員には、その任期中に限り、給与規程第13条の規定の適用に当たっては、改正前の規定を適用する。

附 則（平成21年6月1日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。

（平成21年6月に支給する期末特別手当の特例）

2 平成21年6月に支給する期末特別手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条の第2項中「6月に支給する場合には100分の160」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の145」とする。

附 則（平成21年12月1日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末特別手当の特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上とな

るときは、期末特別手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日において受けるべき俸給、地域手当及び寒冷地手当の月額合計額に100分の0.32を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.32を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）
（平成21年12月に支給する期末特別手当の特例措置の準用）

3 平成21年12月に支給する非常勤監事の非常勤役員手当の額は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第13条による額から次に掲げる額に相当する額を減じた額とする。

- (1) 平成21年4月に受けるべき非常勤役員手当に100分の0.32を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

附 則（平成22年12月1日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末特別手当の特例）

2 平成22年12月に支給する期末特別手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条の第2項中「12月に支給する場合には100分の155」とあるのは、「12月に支給する場合には100分の150」とする。

附 則（平成24年3月1日）

（施行期日等）

1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

（独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与の臨時特例に関する事項）

2 独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与の臨時特例に関する事項については別に定める。

（平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

3 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、第8条第2項により算定される額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上になるときは、期末特別手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に常勤役員として在職していない者を除く。）において受けるべき俸給、地域手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間がある常勤役員にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年6月に支給する期末特別手当の特例措置の準用)

4 平成24年6月に支給する非常勤監事(同月2日から施行日までの間に非常勤監事として在職していない者を除く。)の非常勤役員手当の額は、第13条による額から次に掲げる額に相当する額を減じた額とする。

(1) 平成23年4月1日に受けるべき非常勤役員手当に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、手当を支給されなかった期間がある非常勤監事にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

附 則(平成26年12月1日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月1日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし附則2の規定は、平成28年2月1日から施行し、附則3の規定は、平成27年4月1日から適用する

(給与の内払)

2 この規程を適用する場合には、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程による給与の内払とみなす。

(平成27年12月に支給する期末特別手当の特例)

3 平成27年12月に支給する期末特別手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則(平成28年12月1日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

(平成28年12月に支給する期末特別手当の特例)

2 平成28年12月に支給する期末特別手当について、独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則(平成29年9月29日)

(施行期日等)

1 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし附則2の規定は、平成30年1月1日から施行し、附則3の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程による給与の内払とみなす。

（平成29年12月に支給する期末特別手当の特例）

- 3 平成29年12月に支給する期末特別手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（平成30年11月30日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程による給与の内払とみなす。

（平成30年12月に支給する期末特別手当の特例）

- 3 平成30年12月に支給する期末特別手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の167.5」とあるのは、「12月に支給する場合には100分の177.5」とする。

附 則（令和元年12月1日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。

（給与の内払）

- 2 この規程を適用する場合においては、改正前の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程による給与の内払とみなす。

（令和元年12月に支給する期末特別手当の特例）

- 3 令和元年12月に支給する期末特別手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の170.0」とあるのは、「12月に支給する場合には100分の172.5」とする。

附 則（令和2年12月1日）

（施行期日等）

1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末特別手当の特例)

2 令和2年12月に支給する期末特別手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「12月に支給する場合には100分の167.5」とあるのは、「12月に支給する場合には100分の165.0」とする。

附 則 (令和4年4月13日)

(施行期日等)

1 この規程は、令和4年4月13日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末特別手当の特例)

2 令和4年6月に支給する期末特別手当について、改正後の独立行政法人北方領土問題対策協会役員給与規程第8条第2項中「6月に支給する場合には100分の162.5」とあるのは、「6月に支給する場合には100分の152.5」とする。

但し、令和3年12月に期末手当を支給されていない者はこの限りではない。